

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会事業概要について

1 総会

1 1月～翌年10月までの協議会の実施事項、役員を選任等を審議

原則、毎年1回開催（次回は、令和4年10月30日予定）

2 事業の実施

（1）協議会が行うこと

- ① 食品ロス削減に関する会員向け情報発信
- ② 会員が共同で実施するキャンペーンの提案と結果とりまとめ、広報
 - ・会員に対して共同キャンペーンの実施呼びかけ
 - ・協議会としての要請活動
- ③ その他協議会としてのとりまとめ

（2）各会員が行うこと

- ① 協議会の提案に基づく、各地域での施策の実施

令和2年11月～令和3年10月の活動報告

1 情報共有・発信

①ホームページ更新

- ・参加自治体の活動ホームページへのリンクを随時更新

②食品ロス削減の施策内容とノウハウを「施策バンク」で共有

- ・令和2年度版「食品ロス削減のための施策バンク」（334施策）の公表
- ・追加、修正を随時実施

③飲食店等の食品ロス削減好事例集の共有

- ・飲食店等での食品ロス削減の取組み（58事例）をとりまとめて共有

④食べきり塾の開催 **資料1**

- ・「食品ロス削減推進法に関する計画策定について」と題した勉強会を9月13日に開催

【参加実績】 103自治体 119名

⑤食べきり、食材使い切りレシピをクックパッドで公開 **資料2**

- ・消費者庁コーナーに、会員が作成したレシピを掲載

【累計】 145レシピを掲載

2 全国共同キャンペーン（普及、連携および協働）

①外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン

- ・年末年始の会食の多い時期に外食時の食べきり、食べきれない料理の持ち帰り推進等を企業や飲食店等に要請
- ・令和2年11月にキャンペーンの実施予定を公表し、報道機関に周知
- ・令和2年12月から令和3年1月の実施結果 **資料3**

②家庭での「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン

- ・10月30日の食品ロス削減の日を含む10月に家庭における「食べきり運動」を推進し、消費者への啓発や、小売業者への協力を要請
- ・令和3年9月にキャンペーンの実施予定を公表し、報道機関に周知
- ・令和3年10月の実施結果 **資料4**

3 要請活動

全国チェーンの食品小売企業に対し、自治体と連携した食品ロス削減を要請

- ・協議会を代表して、会長および協議会事務局が協力を要請 **資料5**

令和3年11月～令和4年10月の活動予定

1 情報共有・発信

① 「食品ロス削減のための自治体施策集」による取組み事例の共有

- ・令和2年度まで実施の「飲食店等の食品ロス削減のための好事例集（農林水産省）」と「施策バンク」を集約。「食品ロス削減のための自治体施策集」を新たに作成・公表し、各自治体の食品ロス削減の取組みを強化
- ・施策集では、「食べきり協力店」や「30・10運動」等の事業内容や先進事例（3～4自治体）等を紹介。
- ・施策集にない新規施策の追加や、既存施策の先進事例は随時募集

② 食べきり、食材使い切りレシピをクックパッドで公開

- ・「消費者庁のキッチン」に、会員が作成したレシピを随時掲載

③ 「食品ロス削減推進法に関する計画」の策定状況の公表

- ・協議会ホームページに掲載の「参加自治体一覧」に、「食品ロス削減推進法に関する計画の策定状況」の項目を追加
- ・策定済の自治体のみホームページ上で公表し、策定予定の自治体の情報は会員にのみ共有

2 全国共同キャンペーン（普及、連携および協働）

① 外食時等の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン

ア 外食時の共同キャンペーン（内容は感染症の状況に応じて柔軟に対応）

- ・年末年始の会食が多い時期に外食時の食べきり、食べきれない料理の持ち帰り推進等を企業や飲食店等に要請
- ・また、コロナ禍でテイクアウトが増えるであろうことを考慮し、持ち帰り時の食べきれる量の調整等、細やかな対応を要請
- ・令和3年11月にキャンペーン実施予定を公表し、報道機関に周知する予定 **資料6**

イ その他の時期の共同キャンペーン

- ・3月～4月の歓送迎会シーズン、8月～9月の納涼会シーズンなどのキャンペーンは任意実施。協議会では取りまとめは行わず情報発信のみ行う。

② 家庭での「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン

ア 家庭での共同キャンペーン

- ・ 10月30日の食品ロス削減の日を含む10月に家庭における「食べきり運動」を推進し、消費者への啓発や、小売業者への協力を要請
- ・ 令和4年10月にキャンペーンの実施予定を公表し、報道機関に周知

イ 食品小売店に対し、小盛りの導入や、少量・ばら売りの普及啓発等を要請

- ・ 協議会を代表して、会長と事務局が要請先の本部に出向いて共同宣言、あるいは協力を要請。会員自治体は各地で協力を要請